

日 薬 業 発 第 442 号
平成 31 年 3 月 8 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

薬剤師研修認定制度の適切な運用について（周知徹底のお願い）

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長および同保険局医療課長から別添 1 のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールについて、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されたことを受け、薬剤師に対して、当該シールの不適切な取り扱いを行わないよう注意喚起かつ周知徹底を求めるものです。

薬剤師の生涯研修は、自己研鑽により国民の健康の増進に寄与することを目的としています。生涯研修への評価は、あくまで副次的なものである点を再認識いただきたいと考えます。また、研修受講シールは、その研修を受講した証として薬剤師認定制度実施機関から当該薬剤師に交付されるものであり、他の者へ譲渡もしくは他の者から譲受するものではないことは言うまでもありません。

ほとんどの薬剤師は研修認定を適正に取得されており、今回確認された事例は一部の薬剤師による不適切な行為であると理解しております。しかしながら、そのような行為は薬剤師研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、研修認定制度等の研修認定を取得している薬剤師であることが届出要件とされている「かかりつけ薬剤師指導料」等の保険請求の適正性にも疑念を生じさせてしまうものと言わざるを得ません。

つきましては、薬剤師に対して研修受講シールの不適切な売買に関する注意喚起および不適切な方法により研修認定を取得しないよう周知徹底を行うこと、また、薬局開設者においては認定薬剤師の研修受講状況の把握に努めるよう求められておりますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の不適切事例を受け、日本薬剤師研修センターから見解が示されているとともに（別添 2）、都道府県薬剤師研修協議会および研修会実施機関に対して不正防止のため新たな方策を講じるよう要請済みであることを申し添えます（別添 3）。

- 別添 1. 薬剤師研修認定制度の適切な運用について（平成 31 年 3 月 1 日、薬生総発 0301 第 7 号・保医発 0301 第 2 号）
- 別添 2. 受講シールに関する不正行為について（平成 31 年 3 月 1 日、日本薬剤師研修センター）
- 別添 3. 研修受講シールに関する不正行為の防止について（平成 31 年 3 月 4 日、日本薬剤師研修センター）

別添 1

330016

01

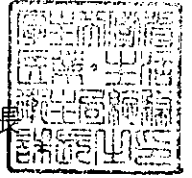
薬生総発 0301 第 7 号

保医発 0301 第 2 号

平成 31 年 3 月 1 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



厚生労働省保険局医療課長



薬剤師研修認定制度の適切な運用について

平素は薬事行政及び医療保険行政に対してご協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号。以下「体制省令」という。）第 1 条第 1 項第 16 号の規定により、薬局開設者にその実施を求めています。また、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準として、公益財団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）等の研修認定を取得していることを求めているところです。

研修認定制度につきましては、研修を受講した薬剤師に対して薬剤師認定制度実施機関から研修受講シールが交付される場合があると承知しておりますが、今般、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールが、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものです。

つきましては、貴会会員に対して、オークションサイト等における研修受講シールの不適切な売買について注意喚起するとともに、薬局に勤務する薬剤師

が不適切な方法で研修認定を取得しないよう周知徹底を行っていただきたく、ご協力の程よろしくお願いいたします。また、薬局機能情報提供制度において認定薬剤師の数を報告している薬局並びにかかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定のための施設基準の届出を行っている薬局の開設者におかれましては、認定薬剤師の研修受講状況の把握等に努めていただきたく、あわせてご協力の程よろしくお願いいたします。

別添2

平成31年3月1日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

受講シールに関する不正行為について

今般、NHK総合放送において、研修認定に係る研修受講シール（単位）の不正行為に関する報道がありました。

改めていうまでもなく、薬剤師の生涯研修は、薬剤師自らが自己の意志に基づいて行い、受講した研修会の日時や内容の記録、研修受講シールの管理等は、自らの責任の下に行われるべきものです。また、研修受講シールは、研修を受け研鑽を行ったことを表象するもので、その本質からして譲渡・譲受できるものではありません。

一方、当財団は、研修認定薬剤師の認定申請の審査において、不正の発見に努めており、不正が判明した場合は、不認定としております。また、認定後に不正が判明した場合は、実施要領の規定に従って認定の取消しを行っております。

当財団のこれまでの経験から不正を行う者はごく少数であると考えますが、不正を行うことは医療職種である薬剤師の本分に悖る行為であり、深く恥じるべきものです。また、研修会の受講等は、研修受講シールの取得が目的ではなく、研鑽が目的であることを再認識すべきです。

当財団においては、引き続き不正の防止に努力するとともに、新たな防止策を加えて対処することといたしますが、薬剤師の皆様におかれましては、苟も不正に関わることをないようお願いいたします。

（参考）

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

5-2 研修認定薬剤師の取消し

(1) 以下のアからエに該当する者は、その認定を取消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ 提出資料において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

別添 3

写

日薬研発第 3 7 7 号

平成 3 1 年 3 月 4 日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 様
各研修会実施機関の長 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊 島 聰
(捺印省略)

研修受講シールに関する不正行為の防止について

日頃は、当財団の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、NHK総合放送において、研修認定に係る研修受講シール（単位）の不正行為に関する報道がありました。

改めていうまでもなく、研修受講シールは、薬剤師が研修を受講するなどの方法によって研鑽を行ったことを表象するもので、その本質からして譲渡・譲受できるものではありません。その研修受講シールを売買することは、薬剤師の本分に悖るものと思料します。

このような不正を防止するため、都道府県薬剤師研修協議会及び研修会実施機関におかれましては、下記の方策を速やかにとるようお願いいたします。なお、受講者名簿の提出の方法、時期等については別途協議のうえ、改めて連絡します。

なお、本件に関しては、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て指示がなされておりますので、付記します。

おって、本件にかかるご質問及びその回答は、齟齬を避けるため電子メールによることとし、都道府県薬剤師研修協議会の場合は jpec-soumu@jpec.or.jp あてに、その他の研修会実施機関の場合は jpec@jpec.or.jp あてにご送信ください。電話等の口頭での回答やファクシミリによる対応はいたしませんので、ご了承ください。

記

1. 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を整備し、受講状況及び研修受講シールの配布状況を厳格に管理するとともに、当財団に提出できるようにすること。
2. 研修受講シール配布時には、本人確認及び受講状況の確認を確実に行うこと。
3. 未受講者分の研修受講シールの回収を徹底し、研修会終了報告書の提出の際に確実に返還すること。